

別紙 3

施設の維持管理情報（ 9 月分）

令和 8 年 10 月 5 日

社団法人 北海道産業資源循環協会会長 様

住 所 釧路市知人 3 番 18 号
会社名 株式会社 栄和サービス
代表者 代表取締役 社長 佐々木 勉 印

令和 8 年 9 月の施設の維持管理情報を次のとおり送付しますので公表方お願いします。

記

1 利用者番号 035

2 施設の種類及び数

施設の種類	公表施設数	公表事項
1) 産業廃棄物焼却施設		規則第 12 条 の 7 の 5 第 1 号
令第 7 条 3 号 (汚泥の焼却施設)	()	
令第 7 条 5 号 (廃油の焼却施設)	()	
令第 7 条 8 号 (廃プラスチック類の焼却施設)	()	
令第 7 条 12 号 (廃 P C B の焼却施設)	()	
令第 7 条 13 の 2 号 (木くずその他の焼却施設)	()	
2) 産業廃棄物遮断型最終処分場 (令第 7 条 14 号イ)		同条第 5 号
3) 産業廃棄物安定型最終処分場 (令第 7 条 14 号ロ)	1	同条第 6 号
4) 産業廃棄物管理型最終処分場 (令第 7 条 14 号ハ)		同条第 7 号
5) 一般廃棄物焼却施設 (令第 5 条の 2)		規則第 4 条 の 7 第 1,2,3 号
6) 一般廃棄物最終処分場 (令第 5 条の 2)		同条第 4 号
7) その他施設 ()		

3 維持管理に関する計画（最初に公表するとき及び計画を変更したときのみ）

別紙のとおり

4 維持管理情報

別紙のとおり

担当者職氏名	高山事業所長 柴田 俊光
電話番号	0154-92-1110
メールアドレス	eiwas@youhan.co.jp

3-3 () 産業廃棄物安定型最終処分場（施設名称 安定型最終処分場 ）

*許可を受けた最終処分場毎に記入
(許可番号 釧環生 1564 号)

○区分 (■稼働中、□埋立終了、□休止中、□未設置)

1 月内に埋め立てた産業廃棄物の種類及び量

	種類	t 又は m ³ (9 月)
1	廃プラスチック類	49.89 t
2	金属くず	0 t
3	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	6.74 t
4	がれき類	20.75 t
	(石綿含有産業廃棄物) 再掲	(0 t)
計		77.38 t

2 点検と措置 (擁壁)

1) 点検

点検年月日	点検結果
令和 8 年 9 月 7 日	損壊のおそれ 有り (なし)
令和 8 年 9 月 14 日	損壊のおそれ 有り (なし)
令和 8 年 9 月 24 日	損壊のおそれ 有り (なし)
令和 8 年 9 月 28 日	損壊のおそれ 有り (なし)
令和 8 年 9 月 日	損壊のおそれ 有り (なし)

2) 措置 (損壊のおそれの有りの場合)

措置年月日	平成 年 月 日
措置内容	

3 埋立残余容量

1) 残余容量の測定 (毎年 1 回以上)

測定年月日	令和 8 年 5 月 12 日
残余容量	81,945 m ³

4 展開検査

実施回数	89 回 / 月							
安定型物以外の廃棄物の付着混入が認められた年月日	平成	年	月	日	平成	年	月	日
	平成	年	月	日	平成	年	月	日
	平成	年	月	日	平成	年	月	日

5 水質検査（地下水、浸透水）

1) 地下水の水質検査

- ・毎年1回以上実施、検査項目＝地下水等検査項目（23項目）

採取場所 検査項目等	第1井戸	第2井戸	第3井戸	第4井戸
採取年月日	令和7年10月29日	令和7年10月29日		
結果年月日	令和7年12月2日	令和7年12月2日		
結果	別紙のとおり			
水質の悪化の有無	無	無		

2) 浸透水の水質検査

- ・毎年1回以上実施、検査項目＝地下水等検査項目（23項目）

採取場所	釧路市高山(株)栄和サービス産業廃棄物最終処分第3期
採取年月日	
結果年月日	
結果	別紙のとおり
基準不適項目	有り なし

- ・毎月1回以上実施、検査項目＝BOD 又は COD

採取場所	釧路市高山(株)栄和サービス産業廃棄物最終処分第3期
採取年月日	令和8年9月10日
結果年月日	令和8年9月30日
結果	2.5—mg/L)
基準超過の有無 BOD20ppm, COD40ppm	有り なし

6 必要な措置

1) 地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合

- ・原因調

原因調査	調査年月日（令和 年 月 日）
調査結果	

- ・その他生活環境保全上必要な措置

措置年月日	令和 年 月 日
措置の内容	

2) 浸透水の水質検査の結果、地下水等検査項目(23項目)の基準不適合、又はBOD、CODが基準超過の場合

措置年月日	令和 年 月 日
搬入及び埋立中止	
その他の措置	